

島根県報

号外第一二二二号

平成十五年十月二十八日

(火曜日)

選管告示 目次

不在者投票を行うことができる施設の指定(二件)
個人演説会等を開催することができる施設の変更

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第百三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第百七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年十月二十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

| 施設の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------|------------|
| 介護老人保健施設もくもく | 出雲市江田町二七八番地 | 平成十五年十月二十日 |
| 介護老人保健施設ケアセンターかんど | 出雲市西新町二丁目二四五七番地 | 平成十五年十月二十日 |

島根県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第百三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第百七十八号)第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年十月二十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

| 施設の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|-------------|
| 特別養護老人ホーム潮風苑 | 簸川郡多伎町大字小田五〇番地三四 | 平成十五年十月二十四日 |

島根県選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設を変更した旨旭町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十月二十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

| 変更前の名称 | 変更前の所在地 | 変更後の名称 | 変更後の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|--------------|--------|----------------|------------|
| 山村開発旭センター | 那賀郡旭町大字今市六二九 | 旭センター | 那賀郡旭町大字今市六三三の一 | 平成十五年十月十四日 |

毎週火・金曜日発行

平成十五年十月二十八日印刷
平成十五年十月二十八日発行

発行者

島
根
県

印刷所

松江学館南町

松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)